

外国弁護士制度研究会 第7回会議 議事録

第1 日 時 平成20年11月7日(金) 自 午後3時00分
至 午後5時00分

第2 場 所 弁護士会館会議室(10階)

議 事

伊藤座長 それでは、御多忙のところお集まりいただきましてありがとうございます。所定の時刻でございますので、これから第7回の外国弁護士制度研究会を開会させていただきます。

それでは、配布資料の確認を渡邊幹事からお願いいたします。

渡邊幹事 本日席上にお配りいたしましたものは、配布資料として4点、参考資料として1点でございます。

まず、資料15-1ですが、「外国法事務弁護士が社員となり、外国法に関する法律事務のみを取扱い業務とする法人制度の在り方について～論点整理とその考え方～」と題するものでございます。

資料15-2は、前回資料14-2としてお配りしたものでございます。

資料15-3は、前回資料14-3としてお配りしたものでございます。

資料15-4は、懲戒に関して外国法事務弁護士と弁護士法人とを対比したものでございます。

参考資料は、資料15-1に関して主要な論点間の関係を示したものです。

これらにつきましては、後ほど御説明申し上げます。

配布資料等は以上でございます。

伊藤座長 ありがとうございます。

それでは、論点整理（案）につきまして、引き続き渡邊幹事から説明をお願いいたします。

渡邊幹事 資料15-1を御覧下さい。

まず、この資料の位置付けを御説明します。前回会議の最後に、これまでの議論の整理（案）ということで、今後の検討課題を整理いただきました。検討課題としては、A法人とB法人があり、まずは、A法人について議論を深めていくということでございました。ただ、そのA法人を検討するに当たっては、弁護士法人に準じて考えるべき点があるし、あるいは外国法事務弁護士に対する規制に準じて考えるべき点もある。基本的には、そういう方針で制度設計をしていくのだけれども、具体的にどのような在り方になってくるのか、その辺の考え方について事務方のほうで整理したものを次回資料としてお示しすると、そういったお話だったと思います。資料15-1は、そのような経緯を踏まえて作成したものでございます。

それでは、資料15-1の具体的内容についてこれから順次御説明していきたいと考えておりますが、論点1から論点8までございまして、すべてをいっぺんに御説明するとなるとかなりの長時間にわたってしまいます。そこで、この論点1から論点8までを大きく三つほどのグループに分けて、グループごとに御説明したいと考えております。

まず一つ目のグループは、論点1から論点6まででございます。これは、法人の業務範囲、あるいは法人の業務執行権に係る問題でございます。二つ目のグループは、論点7でございまして、弁護士の雇用、外国法共同事業の在り方に係る問題でございます。三つ目のグループは、論点8でございまして、法人に対する監督の在り方に係る問題でございます。

事務方としては、まず一つ目のグループの論点1から論点6までの問題が、この法人制度の在り方を考える上で非常に重要なポイントであると考えているものですから、まずは、論点1から6までについて御説明した上、御議論を深めていただきたいと考えております。

伊藤座長 よろしゅうございますか。それでは、そのようにお願いいたします。

渡邊幹事 それでは、論点1から論点6までについての御説明をしたいと思います。

論点1でございますが、法人の業務範囲について、社員である個々の外国法事務弁護士の業務範囲との関連性をどのように考えるかということでございます。

その問題の所在でございますけれども、これは資料を御覧いただきながら御説明したいと思います。

資料15-2を御覧下さい。

この左側の「個人の場合」というところを御覧下さい。現行制度上では、外国法事務弁護士は、前にも御説明しましたとおり、原資格国法及び指定法に関する法律事務については自由に取り扱うことができます。

他方、指定法以外の特定外国法、業界では第三国法という言い方もされるようですが、この第三国法に関する法律事務は原則として取扱いをすることができません。ただ、第三国法に関する知識・能力についての制度的な担保のある一定の方から書面による助言を受けてするときは、例外的に取り扱うことができるというような、そういう仕組みになっております。

この「個人の場合」という図で御説明しますと、A国法とありますのは、原資格国法の例として挙げたものです。B国法とありますのは、指定法の例として挙げたものでございます。

図の外国法事務弁護士は、A国法を原資格国法、B国法を指定法とされている方とします。この方が個人として活動される場合、A国法案件については取扱いができる。B国法案件についても、取扱いができる。ただ、C国法案件については原則として取扱いができないのですが、C国法に関する知識・能力についての制度的な担保のある一定の方から書面による助言を受けてするときは、例外的に取り扱うことができる。そういった意味で△（書面助言）と記載しております。

では、右側の「法人の場合」とあるところを御覧下さい。この外国法事務弁護士が事務所を法人化した場合、つまり、一人の外国法事務弁護士が一人法人として法人を設立した場合を例にとりますと、社員として法人業務を遂行することになりますので、A国法案件については、この社員が業務を執行していく上では個人の場合と比べて特に問題はないだろう。B国法案件についても同じです。問題は、このC国法案件のところ、斜線部分でございますが、この部分についてどのように考えるか。つまり、法人の業務としてC国法案件について取り扱うことができることとするのかどうか。ここが論点1での問題でございます。

この論点についての考え方としましては、資料15-1においてA案とB案というようにして考え方を提示させていただいております。

まず、A案でございますが、社員である個々の外国法事務弁護士の原資格国法及び指定法に関する法律事務に限定すべきであるという考え方でございまして、斜線部分のC国法案件の取扱いを禁止する、そういう考え方でございます。

もう一つのB案でございますが、これはそのような限定をすることなく、外国法に関する法律事務全般について取り扱うことができるという考え方でございます。したがって、斜線部分のC国法案件も取扱いができます。

結論としては、このような考え方が二通り考えられるだろうというように思っております。

理由につきましては、資料15-1の該当部分に記載させていただいたとおりでございます。要点を御説明しますと、法人の業務遂行の適正性をどのように担保していくか、という点について、その知識・能力が制度的に担保された社員を置いて、その社員に業務執行させるという形で適正性を担保していくという考えを徹底した考え方がA案の限定説でございます。

他方、B案の非限定説は、知識・能力が制度的に担保された社員に業務を執行させて適正性を担保できる部分もあるし、そうでない部分についても、外国法事務弁護士が個人として活動する場合と同様に、法人が書面による助言を受けて遂行すると、そういった形で適正性を担保できるという考え方でございます。

次に、論点2について御説明いたします。

現行制度上、外国法事務弁護士が個人として活動する場合には、我が国の国益上又は公益上、外国法事務弁護士に取り扱わせることが相当でない業務につきましては、その業務範囲から除外されております。また、外国法事務弁護士が取り扱うことのできる業務であっても、その性質上、我が国の法令又は風俗慣習を熟知していない外国法事務弁護士のみによってその処理をさせることが相当でないものにつきましては、弁護士との共同遂行等が必要とされております。

そこで、このような外国法事務弁護士のみが社員となる法人においても、今申し上げたような業務については、その業務範囲から除外し、又は弁護士との共同遂行等を必要とすべきではないかということが問題になります。この問題につきましては、考え方としては、外国法事務弁護士が個人として活動する場合と同様の規制をしたらどうかということで考え方を示させていただいております。

その理由の一番大きなところは、資料15-1の該当部分の理由の②に記載させていただいておりますけれども、仮に、これらの業務について、法人の業務範囲に含まれ、又は弁護士との共同遂行等が不要であると考えますと、外国法事務弁護士は法人を設立して社員となり、これらの業務を法人業務として遂行することによって、先ほど申し上げた個人の場合に係る規制を容易に潜脱することが可能となってしまいます。こういったことが考えられますので、法人の場合も同様の規制を設けるべきであるという考え方を示したものでございます。

次に、論点3でございますが、法人の業務範囲は先ほどのような二通りの考え方があるわけですが、その考え方に従った場合に、今度はその法人業務の執行権の所在について、社員である個々の外国法事務弁護士の業務範囲との関連性をどのように考えるのかという問題点でございます。

具体的に御説明いたしますと、資料15-1の論点3の問題の所在というところを御覧下さい。

まず、論点1で非限定説のB案を採用した場合、社員である外国法事務弁護士すべての

者にとって第三国法に関する法律事務に相当する業務については、どの社員においても、その第三国法に関する知識・能力が制度的に担保されていないこととなるわけですが、このような場合、どの社員に業務執行権限を付与すべきかということがまず問題になるかと思えます。

次に、論点1で限定説であるA案、あるいは非限定説であるB案、いずれの考え方を採用した場合であっても、ある社員にとっては原資格国法又は指定法に関する法律事務に相当する業務であって、その法に関する知識・能力が制度的に担保されていると認められるけれども、他方、別の社員にとっては第三国法に関する法律事務に相当する業務であって、その法に関する知識・能力が制度的に担保されているとは認められないような場合、この場合にどの社員に業務執行権限を付与すべきかということが問題になるかと思えます。

この点につきましては、資料15-3を御覧下さい。

今、申し上げた二つの問題点について改めて御説明します。まず、左側の「個人の場合」のところを御覧下さい。先ほどの例とは違ひまして、外国法事務弁護士が2人いますが、緑色の外国法事務弁護士につきましては、原資格国法がA国法、指定法がB国法を想定しています。ピンク色の外国法事務弁護士につきましては、原資格国法がB国法、指定法がC国法である場合を想定しております。

この場合、個人として活動する場合につきましては、まずA国法案件については、緑色の外国法事務弁護士は取り扱うことができますが、ピンク色の外国法事務弁護士は書面による助言を受けてしないとその取扱いができません。B国法案件については、いずれの外国法事務弁護士も取扱いができる。C国法案件については、緑色の外国法事務弁護士は書面による助言を受けてしないと取扱いができませんが、ピンク色の外国法事務弁護士は取扱いができる。D国法案件については、いずれの外国法事務弁護士にとっても第三国法に相当してしまうので、書面による助言を受けてしないとその取扱いができませんということになります。

この二人の外国法事務弁護士が共同して法人を設立した場合、先ほど御説明したとおり、そもそも法人の業務範囲としてD国法案件が取り扱えるのかどうか、ということで論点1の問題となりますが、ここで限定説のA案を採用した場合、D国法案件については取扱いができませんということになり、その業務執行権の付与の問題は生じないこととなります。他方、非限定説のB案を採用した場合は、A国法案件からD国法案件までのすべてを取り扱うことができることとなります。この場合、D国法案件は、緑色の社員、ピンク色の社員、いずれの社員にとっても第三国法に関する法律事務に相当する業務ということになりますから、法人としてD国法案件を取り扱うことができるとしても、では、この業務についてだれに業務執行権限を付与すべきなのかということが問題となります。これが論点3の前段の論点でございます。

論点3の後段の論点は、これはA国法案件とC国法案件を御覧いただくとお分かりになると思いますが、まず、A国法案件については、緑色の社員は個人の場合は自由に取扱いができた。C国法案件については、ピンク色の社員は個人の場合は自由に取扱いができた。このようなA国法案件、C国法案件を法人として取り扱う場合、例えば、A国法案件であれば、緑色の社員だけに業務執行権限を付与するのか、それとも緑色の社員、ピンク色の社員、いずれに対しても業務執行権限を付与するのかという問題でございます。

考え方としましては、まず、論点1においてA案の限定説を採用した場合の考え方。この場合の考え方としましては、受任案件ごとにその案件の全部又は主要な部分に適用され、又は適用されるべき法を原資格国法又は指定法とする社員に業務執行権限を付与すべきであるとの考え方が論理的に出てこようかと思えます。これを資料15-3の例に当てはめてみますと、A国法案件については緑色の社員のみ業務執行権限を付与することになりますし、C国法案件についてはピンク色の社員のみ業務執行権限を付与することになる。他方、B国法案件については緑色の社員、ピンク色の社員、いずれの社員にも業務執行権限を付与することになるという結論になろうかと思えます。

他方、論点1においてB案の非限定説を採用した場合の考え方ですが、この場合は二通りの考え方があるかと思えます。

まず、資料15-1の該当部分においてA案と記載しているものですが、受任案件について当該案件の全部又は主要な部分に適用され、又は適用されるべき法を原資格国法又は指定法とする社員が存する場合には、その社員に業務執行権限を付与すべきだけでも、他方、そのような社員が存しない場合には、そのすべての社員に業務執行権限を付与した上、その場合には、法人に対してその第三国法に関する知識・能力が制度的に担保された一定の者から書面による助言を受けることを義務付けるなどの措置を講じるべきである。こういう考え方がまず一つ考えられます。これを資料15-3の例にとって当てはめてみますと、まず、A国法案件については、緑色の社員のみ業務執行権限を付与する。C国法案件については、ピンク色の社員のみ業務執行権限を付与する。他方、D国法案件につきましても、いずれの社員にも業務執行権限を付与する。これがA案の考え方でございます。

もう一つの考え方、B案でございますが、これは、社員である外国法事務弁護士の原資格国法又は指定法にかかわらず、すべての社員に業務執行権限を付与した上、その業務執行社員にとって第三国法に関する法律事務に相当する業務については、法人に対しその第三国法に関する知識・能力が制度的に担保された一定の者から書面による助言を受けることを義務付けるなどの措置を講じるべきであると、こういう考え方でございます。これを資料15-3の例に当てはめてみますと、A国法案件、B国法案件、C国法案件、D国法案件、すべての案件について、緑色の社員、ピンク色の社員、いずれの社員にも業務執行権限が付与される、こういう考え方でございます。

これらの考え方の理由につきましては、資料15-1の該当部分に記載しているとおりでございますので、説明は割愛します。

次に、論点4に進みます。弁護士法人は、社員である各弁護士は、原則として法人債権者に対して直接無限連帯責任を負うこととされております。

先ほど御説明した論点1の法人の業務範囲について非限定説であるB案を採用した上、論点3の業務執行権についてすべての社員に業務執行権限を付与すべきであると考えた場合については、弁護士法人の場合と同様に、社員である外国法事務弁護士のすべての方が法人債権者に対して直接無限連帯責任を負うこととするのが相当でないかと思われます。

他方、論点1の法人の業務範囲について限定説であるA案を採った上で、論点3の業務執行権について、その案件の全部又は主要な部分に適用され、又は適用されるべき法を原資格国法又は指定法とする社員のみ業務執行権限を付与すべきであるとの考え方を採用

した場合。あるいは、論点1の法人の業務範囲について非限定説であるB案を採った上で、論点3の業務執行権について先ほど御説明したA案を採用した場合。これらの場合については、案件によっては業務執行権限が付与される社員と付与されない社員というのが出てきますので、この場合、業務執行権限が付与されなかった社員について、法人債権者に対して直接無限連帯責任を負わせることとするのかどうなのかというのが、ここでの問題でございます。

次に、論点5に進みます。法人が複数の事務所を設置することが許容されるとして、各事務所における適正な業務遂行を確保するための方策についてどのように考えるかという問題でございます。問題点としては、2点でございます。

まず1点目、資料15-1の論点5の問題の所在を御覧頂きたいと思います。弁護士法人は、複数の法律事務所を設置することが許容される一方で、法律事務所ごとに、その法律事務所の所在する地域の弁護士会の会員である社員を常駐させなければならないこととされております。

そこで、外国法事務弁護士のみが社員となる法人について、弁護士法人の場合と同様に複数の事務所を設置することを許容することとしても、その弁護士法人の場合と同様に、その事務所における適正な業務遂行を確保する観点から、その事務所に当該事務所の所在する地域の弁護士会の会員である社員の常駐を義務付けることとするかどうかというのが1点目の問題点でございます。

次に、2点目の問題点につきましては、仮にそのような社員の常駐を義務付けることとしても、先ほど御説明しましたとおり、外国法事務弁護士の原資格国法又は指定法というのは、各人によってそれぞれ異なっておりますので、事務所に、受任案件の全部又は主要な部分に適用され、又は適用されるべき法を原資格国法又は指定法とする社員が常駐していない場合が想定されるわけでございます。

そこで、このような場合について、その事務所における取扱いを許容すべきかどうか。許容するとしても、その業務遂行の適正を担保するためにいかなる措置を講じるべきかがさらに問題になるということでございます。この問題点については、2通りの考え方がありうかと思えます。資料15-1の該当部分を御覧下さい。

まず、A案は、論点1の法人の業務範囲について限定説であるA案を採用した場合に出てくる考え方ですが、受任案件の全部又は主要な部分に適用され、又は適用されるべき法を原資格国法又は指定法とする社員が常駐していない事務所においては、その案件を取り扱うことができないこととするという考え方でございます。

B案は、論点1の法人の業務範囲について非限定説であるB案を採用した場合に出てくる考え方ですが、受任案件の全部又は主要な部分が適用され、又は適用されるべき法を原資格国法又は指定法とする社員が常駐しない事務所においても、その案件を取り扱うことができるとした上で、法人に対しその法に関する知識・能力が制度的に担保された一定の者から書面による助言を得ることを義務付けるなどの措置を講じるべきであるという考え方でございます。

これらの考え方の理由については、記載しているとおりでございますので、説明は割愛します。

最後に、論点6でございますが、法人の事務所にその事務所の所在する地域の弁護士会の会員である社員の常駐を義務付けるべきであるとの考え方を採用した場合、従たる事務

所における社員の常駐義務を例外的に解除することについてどのように考えるかという論点でございます。

弁護士法人においては、従たる事務所における社員の常駐義務については、例外的に、その事務所の所在する地域の弁護士会が常駐しないことを許可したときはその常駐義務が解除されることとされております。その趣旨は、弁護士法人の従たる事務所には、いわゆる弁護士過疎地域等における公益的活動の基盤となることも期待されるため、これらの地域については、社員の常駐しない事務所であってもこれを設ける必要性が認められる、というものでございます。

そこで、外国法事務弁護士のみが社員となって、外国法に関する法律事務を取扱い業務とする法人についても、今申し上げたような趣旨が妥当して、従たる事務所における社員の常駐義務を例外的に解除すべき場合を許容するかどうかということが問題となります。

考え方につきましては、資料15-1の該当部分に記載のとおり、そのような例外を認める必要性はないとの考え方があろうかと思いますが、それについてどのように考えるかということでございます。

その理由の大きなところは、資料15-1の理由の①に記載しておりますが、いわゆる弁護士過疎地域における法律サービスの需要のほとんどは、日本法に関する法律サービスであると考えられるため、外国法に関する法律事務を取扱い業務とする法人についてまで、社員の常駐しない事務所を設ける必要性は認められないのではないか、こういった問題意識でございます。

少し長くなりましたが、以上でございます。

伊藤座長 大分、少なくとも私にとっては頭が混乱するような、難しい、いろいろな組み合わせがございまして、どこから議論していけばいいのか見当がつかないところがありますが、しかしいずれにいたしましても、やはり一番の出発点はこの論点1で、それについての考え方を図で示した資料15-2ということで、これに関してA案の限定説と、それから法人になったからといって限定する理由はないという非限定説と、この二つの考え方があり、その二つの考え方の対立を基本にして、後の問題についてもいろいろな考え方が分かれるというふうなことで、私は理解しておりますので、まず最初のこの限定説、非限定説、A案、B案について御質問あるいは御意見を賜るところから始めたいと思いますが、どうぞよろしくお願いいたします。

どうぞ、牛島委員。

牛島委員 意見というより質問なのですがよろしゅうございましょうか。

私、いろいろな言葉が出ていることの整理がつかないで、そのまま質問して大変申し訳ないのですが、法律業務、業務という言葉、それから法律事務という言葉、それから職務という言葉、ほかにもあるのかもしれませんが、この三つの言葉は気が付くのですよね。それぞれどういうことになっているのか。抽象的にそれぞれの定義というつもりではなくて、この法人制度を考えると、例えば法人の業務というのは、大きく分けても、例えば法律事務所ですから、場所を借りなければいけない、人を雇わなければいけないという業務と、それから、実際、先ほど来、資格法の問題出ていますけれども、その資格法に基づく意見書を書く、契約書を書く、こういう法律、これは一般に法律事務というふうにいわれているような気がするのですが、そういうものとは大分分かれるのではないかなとい

う気がするのです。その分かれることを最終的に反映すべきかどうか、これはまた別論になると思いますけれども、その辺のところ、日本の弁護士の弁護士法人では出てこない裂け目のような気もします、その差異は。日本の弁護士の場合は、業務をする人もそれから法律事務をする、これ私の勝手な定義ですけれども、つまり経営的業務も法律事務もどちらも弁護士さんがやっているわけでしょうから問題にならないような気がするのですが、外国法事務弁護士の場合にはそういう意味で言葉の使い分けが出てきそうな気もしますし、あるいは出てこないほうがいいのかもかもしれません。その辺について何か教えていただけるとありがたい気がするのですが。

伊藤座長 渡邊幹事、お願いします。

渡邊幹事 牛島委員がおっしゃったとおりでございまして、法人として活動する上では、大きな意味では法人業務という言い方をさせて頂いております。ただ、その法人業務は、大別して二つあると思っていて、一つは、先ほど来から御説明している法律事務というものでございます。もう一つは、法律事務以外の業務。例えば、今御指摘があったような法人が事務所を借りるために賃貸借契約を結ぶとか、そういったことが考えられるわけで、今、事務方のほうで論点として提示させていただいているのは、その法人業務のうちの法律事務の部分でございます。

牛島委員 法律の部分ですね。すみません。そうすると、追加してよろしゅうございましょうか。

先ほど来、第三国法に関して、法人に書面による助言を与えるということが出てきていて、それは当然法人が法律事務を、法人というものがすると。法人というものは、目に見えませんが、これも考えによるのでしょうけれども、目に見えませんが、法人がやるということは、だれか人が、自然人がやるのですよね、具体的には。その場合に、法人に第三国法の書面による助言を与えるということと、その特定の自然人が業務を行うということとはどういう関係になるのでしょうか。どういう関係になるとして想定されているのでしょうか。

もう少し具体的に申しますと、例えば3人の外弁さんがいらっしゃる外弁法人があって、どなたも当該外国法について資格をお持ちでない。しかし、書面による助言を得ればできそうだと。その場合には、法人あてにあれば、どなたもやってもいいという、こういうお考えが前提にあるのでしょうか。

渡邊幹事 私の方に誤解がなければ、そのとおりだと思います。法人がいわゆるオピニオンレターみたいなものをもらい、これを踏まえて業務遂行する義務が出てくる。では、その義務をだれが履行するかというと、その法人業務を遂行する業務執行権を持っている社員、業務執行社員ということになると思いますので、実際にはその業務執行社員がオピニオンレターをもらった上で遂行すると、そういうようなイメージを想定しています。

牛島委員 なるほど。そうすると、例えば、実際オピニオンレターを書くのが使用人である外国法事務弁護士であるという場合もあるわけですよね。その場合も、法人がオピニオンレターをもらってれば、当該使用人である自然人たる外国法事務弁護士が意見を出している、こういうことになるのですか。

渡邊幹事 個人の場合も同様でないかと考えておまして、例えば、A国法を原資格国法とする外国法事務弁護士が、それ以外の、例えばB国法案件を取り扱おうとするときは、その

B国法についての知識・能力が制度的に担保された一定の方から書面助言を受けてしなくてはならない。その書面助言をしていただく方というのは、外国法事務弁護士に限っていますと、別に事務所外のB国の外国法事務弁護士でもいいし、雇用されているB国の外国法事務弁護士でもいい。条文上はそういうつくりになっていたかと思います。

牛島委員 ただ、受ける人間は自然人たる外弁さんでないといけないですよ。つまり、受ける側の違いなのです。自然人、つまり個人の外弁さんを問題にするときには、第三国法について助言をする外弁さんは、必ず当該自然人が書面による第三国法についての助言をもらうのだと思う。でも、法人の場合で、今、業務という、広くとらえられている場合は、法人が受ければ当該特定の自然人が受けるかどうかというのは問題にしないということですよ。法人が受けているから。そういうお考えがもとにある。

どうでしょう、これは私のは質問なのです。すみません。

出井幹事 今の牛島委員の御質問が果たしてどういう帰結になるのかということもあるのですが、恐らく法人も個人もそこは同じであるとの理解です。御質問は、例えば、法人の場合に、法人には資格者の書面助言があるけれども、しかし、実際に法人の中で仕事をする個人には伝わっていなかった。そういう場合に違いが生ずるかということですか。

牛島委員 その手前で法人が受けていれば、伝わっていれば良いのかというのがまずありますよね。法人あての助言があれば、自然人に伝わればそれで良いのか。少なくとも外弁法の、今の外弁法は法人は知りませんから、今の外弁法は当該第三国法についてアドバイスするところの外弁自身、個人ですね、これが書面による助言を受けなければ駄目だということだろうと思うのです。それが、法人というワンクッションを通して、でも事実上知るようなシステムさえあればそれでいいという考え方もあるだろうと思います。しかし、少なくとも法人という別の人格を想定したときに、今の外弁法でいうような第三国法について書面による助言を受けている。自然人がですね。それとは大分具体的な場では意味が違うような気がするものですから、ちょっとこだわっているのです。伺っているのです。

松木委員 実際上そんなに差が出てきますかね。法人というものがあっても、意見をもらおうというときには、おっしゃったとおり、法人のだれかが、これこれこういうことについて意見を欲しいということと言わないとできないわけですよ。そうすると、その人は、多分その事件を受任した弁護士さんでしょうから、その人がだれかに頼んでいるわけなので、結果的にその法人という抽象的なところに何か抽象的なものがあってポンと飛んでくるということではなくて、具体的に弁護士さんに頼んで、その頼んだ結果というもの、あて先が法人になっているというだけであって、法人にあて先で来たとしても、結局頼んだ人のところには事実上来ないと役に立たないわけですよ。そうすると、そこに何か理論的な差があるかもしれないですけども、実質的にはほとんど差がない話ではないですか。

牛島委員 まさにおっしゃるとおり、おっしゃるポイントなのです。つまり、私が想定しているのは、仮定的に 100 人の社員のいる法人で、だれかが実際に、まさに松木さん、多分松木さんの会社から御依頼を受けてアドバイスをしようとしている。第三国法だ。では自分の親事務所あるいは別の支店からもらう。そうしてもらってやっていた。ところが、その人が急にたまたま何かの事情で動けなくなったときに、法人がもらって法人がやっていいのだという建前だと、全然関係ない端っこの 100 番目の人が、「いや、替わりました」と言ってやってもいいわけですよ。その方は、読まずにやるばかりはないでしょうという

考え方もあるし、しかし、少なくとも法の建前は、その方は法人に対する第三者の意見書さえあればやってもいいということですよ。そこを私は個人の外弁と違うような気がする。

すみません、私の言っていることクリアですか。

松木委員 分かりました。先ほどの話にまたつながってしまうわけですよ。そうすると、限定説、非限定説のところからそこからまた話がつながってきて、そこをどう考えるかというところも、その考えによってまた違ってしまいうということですよ。

伊藤座長 牛島委員の今の御発言は、結局、非限定説ですよ。例えばこの資料15-2でいうところの右側のほう、それからこの15-3でいってもやはり右側のほうですか、これについて、先ほどの渡邊幹事の説明で、この斜線部分も、助言を得ればできるというのが前提で、その助言なるものが一体法人に対する助言なのか、それとも法人の社員、自然人である社員に対する助言なのか、そこをどう考えるかという、そういうふう理解してよろしいですか。

牛島委員 非限定説が前提になるのかどうかは知りません。分かりません。申しわけありません。そこまで考えていないですけれども。

伊藤座長 限定説だとそういう問題が出てきますかね。

出井幹事 限定説だと多分出てこないですね。非限定説で初めて出てくる問題。

伊藤座長 私そういうふう御発言の趣旨を理解したのですが。

牛島委員 それはそうかもしれません。中西委員 今話を聞いていて思ったのですけれども、いずれにしても、これは具体的な業務執行をする場面を念頭に考える話ですよ。だれがやるかによって、その書面ですか、意見の。あれは15-3の場合でC国法とかを見れば、外弁1さんがやるときにはいるわけですけれども、C国法の取扱いのときに、2の人がやる場合にはまるっきり要らない問題なので、抽象的に、その法人にあててそういう意見が出てくるというのはやはり余り考えられないような感じがしまして。

牛島委員 もう一つ別の質問。すみません、関係しているつもりですので。

日本の弁護士法人制度に対する理解も不十分で大変申し訳ないですけれども、法律事務という最も末端の、末端というか一番、実際に例えば意見書を書く、契約書をレビューする、作る、こういう法律事務は法人がやるものとして想定されているのですか。

伊藤座長 そこは詳しい高中委員に。

高中委員 想定されるでしょうね。

牛島委員 法人がやるのですか。だからこそ訴訟事務については法人がやるのではないのだよということが書いてあると、こういうことですか。

高中委員 日本の民事訴訟法も刑事訴訟法も訴訟代理人や弁護士について法人を全く想定していない。破産法や会社更生法は想定するようになりましたけれども。そこで、そのためのテクニックとして、社員又は使用人たる弁護士に行わせる事務の委託を受けるものとしたわけです。訴訟法上の問題が絡まるからそうなのだけです。

牛島委員 法人がやるということは、法人のだれがやってもいいということですよ。つまり、法人の中でXさんという人が依頼者から事件を受けて、依頼者としてみればX弁護士、法人内の弁護士ならいいだろうと思ってお願いしていたところ、ある日突然Y弁護士が出てきて、「あれ困った」すみません、そういう人がいるかどうか分かりませんが「あ

の人だと余り頼みたくなかったのだが」というのは法人の場合はありだと、こういう前提ですか。

高中委員 その通りです。それがあから、わざわざ指定社員という制度をつくったわけですから、つまり、弁護士の個人的な属性に注目するために、特定の弁護士を指定し、その弁護士だけが責任をとるといって、法人制度としては極めてイレギュラーな制度として、指定社員制度というのをわざわざ導入したのです。本来であれば、牛島委員がおっしゃったように、だれがやっちゃって構わないわけです。

牛島委員 すみません、質問ばかりで申しわけありません。そうすると、外弁法人の際には、今、高中委員が訴訟法の関係でとおっしゃいましたけれども、そういうふうには個人を意識しなければならないというものはないという前提で考えて良いのでしょうか。

渡邊幹事 まさにそこが論点2に係る問題でして。論点2で先ほど御説明した、我が国の国益上又は公益上、外国法事務弁護士に取り扱わせることが相当でない業務につきましては、これは個人の場合は除外されているわけです。法人の場合についてもそこは除外したかどうかという考え方をお示しさせていただいたわけですが、その除外されている業務の中に、まさに先ほど高中委員がおっしゃった訴訟に係る部分、そこが入っているものですから、そもそも法人業務から除外されるのであれば、法人としては取り扱えなくて、法人内部の社員、あるいは従業員である外国法事務弁護士に委託をするというような話は出てこないのかなと考えております。

牛島委員 出てこない。そうすると、弁護士法人における事務の委託といったような発想はないと。

渡邊幹事 というように、今のところは考えております。

牛島委員 ありがとうございます。なるほど。

伊藤座長 よろしいですか。

牛島委員 ありがとうございます。

伊藤座長 どうぞ、高中委員。

高中委員 委員同士で質問してよろしいでしょうか。

伊藤座長 まず、質問を明らかにしていただいて。

高中委員 下條先生に対する質問です。先生は、外弁検討会の委員でいらっしゃいましたが、外国法事務弁護士の権限範囲が拡大してきました。最初は原資格国法であり、それから指定法、今度は特定外国法、ここでいうC法が第三国法ですが、この第三国法を書面による助言を得ればやっても良いとしたのは、国民ないしはユーザーの利便に資するためという趣旨。目標は分かっているのですが、これは外国法事務弁護士の本来の職務範囲に入るからそうしたのか。それとも、弊害防止策を講じて、そういう助言を要件として特別に解除したものなのか、どちらだったのでしょうか。外国法事務弁護士のC国法、いわゆる特定外国法のそもそもの制度趣旨が那邊にあったのか、なのです。本来の外国法事務弁護士の業務、職務の在り方として第三国法をやらせても良いのだと考え、ただ、それには弊害があるから、書面による助言を必要としたのだということであるとすると、個人ができて法人ができないのはやはりおかしい。ところが、それが例外的に開放されたとすれば、本来的には第三国法は自分のテリトリーではないわけですね。ニューヨーク州法が原資格法で指定法がイングランド法、フランス法が第三国法という場合を想定すると、要するに

人様の国の法律ということになるわけです。そうすると、ユーザーの面から考えると、本来的な外弁の、権限の在り方として、第三国法、つまり特定外国法というのは、どういう位置付けで立法化されたのでしょうか。

松木委員 ちょっと関連で。こちらの弁護士さんの場合、第三国法はどうなっているのかというのを併せて教えていただきたいのですが。

高中委員 それは向こうの法律の問題です。例えば、アメリカの法やっていたらアメリカ法の規制の問題です。

松木委員 ではなくて、日本の問題で、日本の弁護士さんに、私が例えばアメリカ法についての質問をしたときに、日本の弁護士さんは答えて……。

高中委員 良いのです。

伊藤座長 制限はありません。

松木委員 制限はないのですね。

伊藤座長 それで、今的高中委員の御発言から、それからこれから下條委員に御発言いただく際に、この資料15-2のこの絵を見ながら承ればよろしいですね。

それでは、下條委員、お願いします。

下條委員 私が理解する限り、まずここに外弁さんがいるとしますと、この人は先ほどおっしゃったように、自分の本来の資格法であるA国法、たとえばニューヨーク州法ですね、それは原資格国法としてできる。そして、B国法、たとえばイギリス法についても造詣が深いということを証明して、イギリス法についても指定法として助言できるようになる。そうすると、第三国法は、あくまでもやはりそれとは違う、すなわちB国法みたいに指定を受けることはできない法律ですから、あくまでも例外的です。

例えて言えば、佐成委員は東京ガスにお勤めですけれども、東京ガスでウクライナの何かガスのプロジェクトがあるとします。そういった場合に、ニューヨークの外弁さんに頼むといった場合に、ウクライナ法はもちろんC国法で例外なわけです。ですから、そういうときには、東京にいるニューヨーク州法を原資格国法とする外弁さんは、ウクライナの法律事務所に問い合わせ、ウクライナの法律事務所から意見をもらって、そして初めてこのC国法の助言ができると、そういうことになるわけです。

高中委員 実際のことは分からないのですが、このC国法、つまり特定外国法業務というのは、今の外国法事務弁護士が頻繁に使っているのですか。

下條委員 それは、今のようなプロジェクトがあれば、オイル、ガスとか、エネルギーとか、そういったリソースに関するプロジェクトがあればあり得ますね。

高中委員 では、ウクライナの法律が出たときに、ウクライナの弁護士のリーガルオピニオンを付けるだけでは足りないのですか。つまり、何でその外弁の固有の事務にしなければいけないのかなのです。アウトソーシングという形で処理はできないのですか。

下條委員 例えば、三菱商事さんが東京にいるニューヨーク州の外弁に頼みに行くとしますと、ニューヨーク州の外弁がウクライナのほうからオピニオンを取り寄せてくれば、三菱商事さんとしてはそれだけで済むわけです。わざわざウクライナまで行く必要はないということになります。

松木委員 よろしいですか。我々のそういうプロジェクトのときに、弁護士さんをお願いする業務ということですが、その辺のところは、先ほどの牛島委員の御発言にもありましたけ

れども、その法律事務とか法律業務といったときの範囲みたいなのが、我々がいろいろやっているときに、ある意味弁護士さんにコンサルタントみたいにやってもらうところもあるわけですね。

ディールと呼んでいますけれども、そういう大きなプロジェクトをやるようなときに、その法律問題も含め、コマーシャルな問題も含め、大きなプロジェクトを一つまとめ上げていくときというのは、いろいろな問題が出てきて、そういった問題について、全体をリードしてやっていってもらうところに弁護士さんが出てくる場面というのはかなり多くなってきているのです。

そういうところの一つに、先ほどの例えばウクライナでガスのプロジェクトがあるというようなことになったときに、そこでのいろいろな、例えば現地のコンセッションの問題がどうなっているかだとか、そういったような問題についても、そういったいろいろな問題全部含めて、その個別のリーガルイシューについては、そのウクライナの弁護士事務所の意見を取って、それを参考にしてやってもらえば良いのですけれども、ではそれをベースにしてこのプロジェクト全体をうまく組み上げていくときに、ほかのところ、例えばこちらはガスを買って、今度はあちらではガスを売るという契約になって、この二つを結び付けたプロジェクトと考えたときに、これはどうなるのだろうか。そういったところについても当然弁護士さんと相談してやっていくわけですね。そうすると、この部分というのは一体第三国法なのか何なのか。そういったところを、例えば売るところの売買契約がちょっと問題、では、どこかほかの国にガスを売るということになって、そのガスを売る契約を担保にしてファイナンスを組んだというようなことになってくると、そのファイナンスの準拠法はニューヨーク州法だけれども、セールズのところは売った先の国の法律が準拠法になっていたとか、こういうのも全部総体的に見て判断してもらう。こういったところで弁護士さんに相談しているのが実情なわけです。

その中で、こういった第三国法というようなものをどう取扱えばいいのかというのが問題なわけですが、私も今回これを見ていて、依頼者の側からすると、これが頼んでできないということになってしまうと、非常にこれはやりづらいですね。

牛島委員 すみません。当時の経過を思い出してみますに、下條先生が一番よく御存じなのですけれども、背景にあったものは、大きな多国籍の法律事務所からしますと、第三国法の意見というのは、ウクライナの全然別の弁護士さんから取るという発想はもともとなかったという記憶なのです。つまり、何で第三国法をやらせてほしいかという、少なくともアングロアメリカの弁護士さんの発想からいうと、自分は一人でやっているわけではないのだと。世界中にいろいろな弁護士がいて、それと一緒にやっているのだ。したがって、自分はある法律だけ、自分の事務所がある法律しかできないと、そんなこと考えたこともない。したがって、今の例でいえば、ニューヨークもウクライナも、あるいはロンドン、イギリスも、自分はできるのだということ、外国法事務弁護士風に解きほぐすと、第三国法については書面による助言ということになるのですけれども、これは事務所内で日常的にそういうことは起きているのだよと、こういうことが背景にあったという記憶ですが、下條先生、違いますかね。

ですから、個別的に見ると、わざわざウクライナだけ出てきたら、ではウクライナの弁護士さんを探してそこから意見書をもらってやるのか、そういうふうな発想で出てきたも

のではなかった。ただ、この条文はそのような限定はもちろんありませんから、単なるバックグラウンドインフォメーションにすぎないとは思いますが、それが松木委員さんの言われたことともフィットするのではないかという気がします。

下條委員 もちろん、先ほど松木委員から質問がありましたように、日本の弁護士も日本にいれば何でもできるわけです。それと同じように、ニューヨークの弁護士もニューヨーク州にいれば、ニューヨークのオフィスにいれば何でもできるわけです。ウクライナ法でも何でも。だから、そういう発想がもともとあったのだらうと思うのです。ただ、もちろんニューヨークの弁護士でも倫理規程がありまして、その法律についてコンピタントでなければならぬという要件があります。コンピタントでないとアドバイスはできない、そういうのがありますから、当然ニューヨーク州の弁護士がニューヨーク市にいながらウクライナ法のアドバイスをするに当たっては、やはりコンピタンシーが要求されますので、彼の一種のデューディリジェンスとしてウクライナの弁護士の意見を取り寄せる。それは当然のことだと思いますが、それと同じようなことを日本で外弁になったときにも、要求するということが明文化されたのがこれだという理解です。

伊藤座長 分かりました。

どうぞ、高中委員。

高中委員 そうしますと、例えば日本の弁護士が、原資格国法を日本として、アメリカへ行ってコリアの法律が指定法であり、第三国法がマレーシアだったという場合でも、アメリカではそういうことは受容されるわけですか。指定法という制度があるかは知りませんが、私が日本の資格を持って、ニューヨークへ行って、指定法がコリアの法律であり、マレーシアの法律について、助言さえ受ければアメリカで仕事をやってもいいという制度はあるのでしょうか。

下條委員 それは分かりませんね。

松木委員 制度としては分からないのですが、先ほど、下條委員が言われたとおり、デューデリしないで受けるということは絶対ないと思います。

高中委員 現実に弁護士は、無謀なことするはずないので、自分が責任を負えないことをやることはないのでしょうか。今ここで一つの国の弁護士制度の有り様を検討しているわけですから、他国で受け入れないものを日本で開放するというのは相当かというのは一つの論点があると思うのです。

弁護士と外弁とでやはりイーブン、イコールでなければいけないと思うのですが、日本の弁護士法人の権限は、法3条業務だけではなく、法務省令で定める業務という付随業務があつて、出版業をやってもいいし、講演をやってもいいしとなっています。業務範囲、本来的な付随業務範囲に入ってしまった。C国法案件、つまり特定外国法案件というのを本来業務とする法人なのか、それとも付随的な位置に落としているのか、その辺のところはどうなのでしょう。第三国法の在り方というのは分からないものですから、お尋ねしているのですが。

伊藤座長 私も全く知らないのですが、その付随とおっしゃるような意味というのは、ここにあるのでしょうか。このA、B、Cと並んだときに、当然に自己の知見だけでできるといふものと、それから助言が要するというものと、その違いはありますけれども、業務としての主だとか従だとか付随だとか、そういうことでは必ずしもないように私は思っているの

すけれども。

高中委員 業務としては全く一緒で、多分その遂行の在り方に違いがあるということなのでしょうね。

伊藤座長 ここだけ見ますと。

どうぞ、中川委員。

中川委員 改正の経緯に詳しくはないのですが、条文を見る限り、外弁法の3条が原資格国法の職務についての規定で、その後4条がそれ以外やってはいけませんという規定で、その後5条に前条にかかわらずという形で指定法に関する法律事務が規定され、さらにその5条の2で第4条の規定にかかわらずという規定振りです。規定振りだけ見ていきますと、原資格国法、指定法、それから第三国法と、原則は確かに原資格国法というのが入っていますが、指定法とそれから第三国法の関係は、ある意味では並列的な、ただその担保の仕方がやはり書面助言がありますというような、そここのところが違うだけのように見えるのです。個人でできるものが法人になったときに、その担保のとり方は確かにいろいろあるにしても、それを法人が担保するという前提であれば、特段そこに違いを見付けて、あえて個人と違って法人になるからそこに何か弊害が大きくなるとか、そういう感じは余りしないものですから、限定説にしなければならないような何か政策的な理由というのは、私にはちょっと今のところは感じられないのです。

伊藤座長 どうぞ。

出井幹事 今、中川委員から御発言がありましたが、前回これまでの議論の整理をいたしました。その中で、今後各論点を検討していくに当たって大きな方針を確認したと思います。

二つあって、一つは、弁護士法人に準ずる専門職法人として設計すること。これは弁護士法人との同等性です。もう一つが、これが今の点にかかわるわけですが、外国法事務弁護士に係る規制に準ずる規制に服する法人として設計する。これは、一つは、法律事務に関する規制について、個人の外国法事務弁護士と同等の規制に服するということになります。したがって、個人の外国法事務弁護士ができたものが法人になったからといってできなくなるというのは、それはよほど政策的な理由がないといけないであろうと思います。もう一つは、個人の外国法事務弁護士にできなかったものが法人になってできる、法律事務ができる、これはおかしいだろう。この2点であると思います。

中川委員の御指摘は、第1点目に係るところで、例えばこの15-2を見ますと、個人の場合には、外国法事務弁護士はC国法案件について書面の助言を受ければできる、法律事務ができるということになっております。これに対して、それが法人になった場合に、このピンクの斜線で書かれている部分、これができなくなるのはおかしいのではないかと。できなくなるとするのであれば、それはそれ相当の理由が必要ではないかというのが中川委員の御発言の趣旨であると思います。そこを1点確認しておきたいと思います。

もう1点、牛島委員の先ほどの御質問は、私が先ほど申し上げた2点目に係るわけですが、ちょっとここはもしかしたら私の理解が間違っているかもしれませんが、法人になったからといって、書面助言の在り方が特段変わるわけではないと思うのです。したがって、牛島委員の御指摘は、法人に対して書面助言をすることでいいのかどうか、あるいは、もう一段、そこからさらに伝わらなかった場合はどうなるのかという問題であると理解しますが、やはりこれは個人を基準にして考えるべきであって、個人の外国法事務弁護士に対

する助言でないといけないのだというふうに私は整理しています。それが法人に対する助言であっても、法人を介して個人である外国法事務弁護士に伝わっていれば、それはその個人に対する助言をしたことになるのだと思います。しかし、法人に対してだけ助言をしたけれども、その当該法律事務を行う個人たる外国法事務弁護士には伝わっていなかったという場合は、それは書面による助言を受けた法律事務にはならないというふうに私は整理しております。

したがって、そういうふうな整理を前提とすれば、非限定説というのは個人の外国法事務弁護士がやれた以上のことが法人になってやれるということにはならない、全く同等であるというふうに考えております。

伊藤座長 なるほど。

牛島委員 私、日本の法人について多少分かったつもりでいたのですが、分からないので恥ずかしいのですけれども聞かせてください。

先ほど、高中委員から、法人が法律事務をやるのだと伺ったのですが、法人というのは従業員を雇えますよね。その場合は、法人がやるということは、従業員が実質的に何もかもやってしまっても法人という名でやれば良いのですか。従業員というのは弁護士資格のない人という意味です。

高中委員 使用人は、あくまでも履行補助者であり、社員は業務執行権としての処理行為ですから、それを具体的に見た法人の行為です。

牛島委員 法人の行為ですよ。そうすると、実際問題は、つまり非弁護士である従業員のところに依頼が来て、そして非弁護士である従業員のところから答えが出ていってしまって、もちろん、社員はいるのですよ、そういうことというのは、何によって規制されているのですか。

つまり、弁護士個人の場合は、自分がやらないのはそれは駄目だというのは恐らく弁護士が弁護士業務をしていないということで、つまりその当該非弁護士は弁護士事務所においても弁護士ではないということは変わりませんから、非弁活動になりそうだという気はするのです。しかし、法人の従業員で、法人が法律事務をしているのですから良いではないですかと言われたときには、どうしていけないことになるのか、誠にプリミティブな質問、座長、申しわけありません。法人制度分かっていたつもりだったのですけれども、分からなくなってしまったものですから、すみません。

伊藤座長 では、その権威の高中委員に。

高中委員 法人が実在するか擬制かは別にして、法人が依頼者から事件を受任する際、あくまでも弁護士法に定められた業務範囲しかできないわけですね。業務の執行の在り方として、業務執行権のある社員と、履行補助者である雇われた一般の従業員というのがまとまってやっているわけですから、一般の従業員だけが事件処理をして外へ出すということ自体が想定できないわけでしょう。

牛島委員 いや、外ではないです。つまり、法人と、すみません、私が理解不足しているのかもしれない、申し訳ないですけれども、法人の社員というのは、例えば合名会社的なものを想定しますと、幾らでも従業員というのはあり得るわけですよ。むしろ法律事務でない法人、例えば合名会社の場合は、むしろ合名会社の従業員、何とか部長、場合によっては支配人かもしれない、そういう人が次から次に何もかも処理して毎日が過ぎていくも

のだろうと思うのです、ビジネスの場合は。私は、弁護士法人がそう在るべきだなどと全く言っていません。ただ、弁護士法人の場合には、そういうことが起きない仕掛けは法律のどの部分にあるのでしょうかという質問なのです。

高中委員 法の逸脱ですか。業務範囲の逸脱でしょう。

牛島委員 でも、それは何条にあるのですか。

高中委員 それは弁護士法第72条の問題になるのでしょうか。

牛島委員 でも、弁護士法人が、従業員がやったことは弁護士法人がやったことではないのですか。

高中委員 従業員がやったことは弁護士法人がやったことです。

牛島委員 やったことですよ。だとすれば、72条の問題にならないではないですか。それで疑問なのです。

伊藤座長 では、渡邊幹事から。

渡邊幹事 そこは結局認定の問題なのではないですか。法人内にある従業員でありながら、自ら法律事務を取り扱ったと評価されて、72条違反の問題になるのか。そうではなくて、業務執行権限を持つ弁護士である社員が、きちんと管理をした上で法人の業務として取り扱ったことになるのかどうかという、その認定評価の違いなのではないかと思うのですけれども。

牛島委員 でも、弁護士法人には従業員がいるわけだし、従業員は法人の業務を行うのですよね。それが法人というものの普通の発想だと思います。法人そのものである人って巨大大人の場合はほとんどいませんよね。

高中委員 ある1人の弁護士が100人の従業員を雇っているという場合だって、それはその弁護士がその従業員を履行補助者としてあくまで法律業務を遂行していると考えざるを得ないわけでしょう。それは渡邊幹事が言うように、認定の問題ではないですか。

伊藤座長 そのところはやや十分整理し切れていないところがございますので、幹事、あるいは事務局にもう一度確定的な見解を整理して説明していただくことにして、とりあえずもとの問題に戻って、今のような、若干そもそも弁護士法人とはという前提になるところがやや不分明なところがございますけれども、そこは条件付きで、本来のこちらの方について、今先ほど、中川委員から非限定説の考え方、説明があり、また、出井幹事からは、その説明についてより明確にするような意味での発言がございましたが、さらにその点についてもう少し御意見をいただきたいと思えます。

いかがでしょうか。恐らく限定説をとるのであれば、先ほど来、何人かの方からも発言がございましたように、個人の弁護士ができる、特にC国法ですよ、この絵ですと、書面助言を得てC国法案件ができるのにもかかわらず、法人の場合にそれを制限すべき合理的理由があるかどうかというのが一番中心で、出井幹事がおっしゃった、もちろんだれに対して助言をすればいいのかという問題はその先の問題としてございますけれども、出発点としては一番そこが中心ではないかと思えますが、何かその点に関して、いや、こういう理由があるので、やはり限定説についてももう少しその正当性を考えてみるべきではないかというような趣旨の御発言はございますか。

どうぞ、佐瀬委員。

佐瀬委員 限定説をとるわけではないのですけれども、原則としては非限定説でいいと思って

います。ただ、個人の場合は、例えば原資格国法にしても、例えば名刺があるにしても分かりますよね。では、法人の場合どういう公示制度があるのだろうかということになると、そういう公示制度をきちんと採るような制度になるのかどうかという、例えば、私、この間も言ったように涉外弁護士ではないですけども、どちらかという私に頼む方ですね。頼む方としてどの弁護士に頼んだらいいのか、だれに、どの事務所へ行けばいいのかというのは、やはり、今、例えばどこの弁護士ですか、どこの事務所にどこの国の弁護士がいますかということに聞いているわけですよ。それと同じようなことが法人制度になってもその法人を、例えば見れば分かるということが必要なのかなという気はするのです。その意味では、限定説的な表示制度というのですか、その限定説が思っているような危惧は表示制度とか公示制度で何か補えるのかなという気はするのです。

伊藤座長 なるほど。どうぞ。

渡邊幹事 今、御指摘いただいたことは大変重要なポイントだと考えておまして、一つは、法人制度をつくる以上は、まずは登記の在り方をどうするのかという問題です。もう一つは、法人業務を遂行するに当たって、直接依頼者との関係で、この法人は一体どういう原資格国法あるいは指定法を持った社員がいる法人なのかといった点について、不測の損害を与えないような格好での表示の在り方をどうするのかという問題です。これらの点は更に検討を進めてまいりたいと考えています。

つまり、非限定説を採った場合は、資料15-2でいうところのC国法案件につきましても、C国法案件を扱う法人業務の適正性を担保する措置は考えたのですが、その措置がきちんと履行されているかどうかということについて、依頼者の側からも見えるような格好にすべきではないか、そういった問題意識は持っております。

伊藤座長 どうぞ、牛島委員。

牛島委員 私は実は今日参上するまでは非限定説かと思っていたのですが、先ほど出井幹事がおっしゃいましたけれども、法人が書面による助言を得るということと、特定個人の外国法事務弁護士さんが書面による助言を得るということは別のことであって、事実としてですね、それにもかかわらず、法人が書面による助言を得ればいいのだということは少し無理があるのではないかという気がしてならないのです。法人が知れば、それは知ったとみなそうということでもなければ、やはりこのアドバイスをすることについては、第三国法の書面を当該アドバイスをする外国法事務弁護士さん、つまり自ら資格のない方が中身をよく分かっているかどうかの方が重要であって、その方が所属している法人が書面をもらっていますということは、それは責任追及論としては意味があるかもしれないけれども、そうではなくて、その方のアドバイスにその企業や国民が乗ってもいいかという観点から考えると、私は制度的な保障がないような気がするのです。

渡邊幹事 今の御指摘の点ですけども、法人がどういう業務、どういう法律事務を遂行できるのかというのは、結局、論理的に出てくる問題ではないと思っています。

弁護士法人制度を例にとっても、法人に法律事務を行わせること自体は、論理的には別に全然構わない。ところが、そういった法律事務を法人に行わせることによって、当然国民の皆さんに迷惑を掛ける事態が想定されるわけです。まさに弁護士法72条が問題とするところですけども、無資格者が法人を設立して、その法人が法律事務を遂行することになってしまうと、そもそも弁護士法上、弁護士だけに法律事務の取扱いを独占させ

た趣旨が損なわれてしまうわけです。

したがって、法人の業務範囲がどう在るべきかということについては、論理必然に出てくる問題ではないのですが、一方で、その法人業務の適正な遂行を担保するために、どういう措置を講じていくべきかということが重要なのではないかと考えています。

ですから、弁護士法人の場合でいえば、業務執行権を持つ社員を弁護士とすれば適正性を担保できるだろうという発想があって、同様に考えると、今回の外弁法人についても、まずは、外国法事務弁護士を社員とすれば法人業務の適正性を担保できる。ところが、外国法事務弁護士の業務範囲にはもともと一定の制限があったわけですから、そういう意味では、C国法案件についての業務遂行の適正性については、必ずしも、外国法事務弁護士を社員とするだけでは担保できない。その残された部分の担保をどう講じるかということを書面助言でというのが非限定説の考え方ではないかというふうに考えています。

牛島委員 それに接ぎ木して、接ぎ木できるかどうか分かりませんが、私なりに申し上げたつもりでして、座長、よろしゅうございましょうか、すみません、その場合に、法人に書面による助言を与えても、当該助言をする自然人、最終的な助言は自然人がやってそれが法人名かどうかという別の問題だと思うのですけれども、その自然人が書面による助言を得たかどうか分かりませんよね。そこはフィクションですよ。

渡邊幹事 そこは、ですから、結局、先ほどの弁護士法人内の従業員がそういった業務をやることはどうかという問題とほとんど同じでして、認定の問題だと思うのです。要は、そういったことがきちんとできていないというのは、業務執行社員である方がきちんと執行していない、そういうような義務を果たしていないということになるのではないですか。

牛島委員 そういうことって、すみません、蒸し返すつもりではないのですが、では、そういうことも定めるということですか。そういうことが法的に要求されていますということをお前提とした外弁法人における第三国法の業務範囲内への包含と、こういうことになるのですか。

渡邊幹事 ですから、先ほど出井幹事がお話しになっていたところと、もしかしたら若干温度差があるのかもしれませんが、私が考えているところは、法人の義務としてそれを定める。法人の義務として定まる以上は、その法人業務を執行していく社員において当然その義務を履行していくことが求められる。だから、その義務を履行している限りにおいてはその書面をその執行社員が見て、法人の業務として最終的に遂行していく。こういう……。

牛島委員 その前の「その義務」って何ですか。今おっしゃった「その義務」。

渡邊幹事 書面による助言という言い方がそもそも適切なのかなのかという問題はありませんが、法人が書面を受けてするわけですね。そういう義務を法人自体に課すので、そういった義務を法人が履行するということは、すなわちその法人業務を遂行している業務執行社員がそのような義務を履行していくことになるわけです。

牛島委員 すみません、くどいようですが、よろしゅうございましょうか。同じことでしたら制限してくださると思って勝手に申します。すみません。法人が書面を受け取っても、つまりアドバイスの受け手である消費者ないし企業にとって、きちんと目の前にいる外弁さんがその書面を読んできちんとやってくれているかどうかで全然何も担保がないですよ。

渡邊幹事 それは個人の外国法事務弁護士の場合も同様ではないのですか。そういった第三者からの書面による助言を受けてする、その外国法事務弁護士の法律事務の取扱いとして依頼者の方にアドバイスするわけですよね。

牛島委員 私の理解では、それは全く違うとされているのです。間違っているかもしれません。それは、外弁さんがもし書面による助言、個人のですね、今おっしゃった、助言を得ないでやっていたらそれは違法行為です。しかし、法人の、もちろんこれは今からつくるといふかな、その前提ですから、違法かどうかというのはこれからだと思いますけれども、法人に書面が届いていれば良いという前提で、しかし、法人の社員である外弁さんはアドバイスをして良いということであれば、それは見ていなくても違法ではないですよ。もちろん、法律の作り方によると思いますが、私が今理解させていただいて、だからそういう意味では黒と白の違いがあると……。

渡邊幹事 ようやく問題意識が分かりました。要は、法人に届きさえすれば良いという趣旨で私どもが申し上げているわけではなくて、法人業務として遂行するには、当然、法人としての判断があるわけですよね。法人としての判断があつて、依頼者にその判断を示すことになるわけですが、その判断の基礎、きちんと資料となるようにという意味で助言を受けてするという言い方をしているだけでして。

伊藤座長 どうぞ。

中川委員 牛島委員の問題意識は私もよく分かりました。この非限定説のところを書いてある「法人に対し」ということ、上からの4行目ですか、このところで、担保措置の採り方が、法人が義務だけ負えばいいのか、あるいは法人がさらに業務執行社員に対してそういうふうな書面助言を負わなければいけないのだという義務を負わせなさいというふうにつくるか、そこのつくりの違いかなという気はするのです。

今、牛島委員は、ここに書いてある、法人に対してとあるので、法人に対する義務だけ負わせて、実際の業務をしている人まで届かないとそれは違法ではないとおっしゃるのは、確かにそれはそのとおりだと思います。ただ、牛島委員がもしどんな形でも書面助言というのが全く担保ができないというのですか、そういう制度として持たない、だから限定説にいかなければいけないというほどの御主張なのか、あるいはそのように法人の義務とするか、法人から業務執行権者へきちんと伝達させるという義務まで含めて、それまで担保できれば非限定説でも良いとおっしゃるのか、そこのところはいかがですか。

牛島委員 すみません、御趣旨は、法人が書面による助言を受けるということは、法人内の自然人である社員、多分社員なのでしょう、一社員がその当該書面による助言を受けているという場合を指すというふうにつくれば、法人に業務が第三国法に及んでもいいのではないかと、こういう御趣旨になるのですか。

中川委員 そうです。牛島委員が、もしそこに「法人に対し」というこの言葉で、法人が書面助言を受ければ良いという義務だという御理解であれば、それはそこまで限定した意味で使っているわけではなくて、恐らく個人のところまで到達するような義務はもちろん法人に課す必要はあるのだと思うのです。課した上で、個人と同じような担保措置が結局法人になってもとれるということであれば、非限定説で良いということになるのか。あるいは、牛島委員はそこまでやったとしても、でもやはり何か駄目なのだと、足りないのだということ限定説のほうにいかれるのか。ちょっとそこのところが分からなかったものですか

ら。

牛島委員 すみません。答えは私よく分かりませんが、申しわけありません。

ただ、そういう場合は、法人の業務というふうと呼ぶのかということが、ちょっとまだ分かりません。多分それでよさそうな気もしながら、伺いつつ、蒸し返すつもりはないのですが、法人には従業員もいるので、その社員が読まないかもしれないとか考えてしまうものですからこれはすみません、余計なこと、ちょっと蒸し返しするつもりございませんが、そうすると、その法人の業務に含まれるということにしてしまっているのかどうなのかということが、ちょっと申しわけありません、分かりません。

出井幹事 先ほど私が申し上げたことなのですが、これは渡邊幹事がおっしゃったように、事実認定の問題かもしれません。ただ、第三国法の書面助言が法人に対してはなされたけれども、法律事務を実際に行う個人の外国法事務弁護士には伝わっていなかったと、そういう状態で外国法事務弁護士が第三国法の法律事務をやれば、それは違法でしょうというのが私の考えなのです。そこはコンセンサスでいいですか。

それがコンセンサスであれば、あとは、それを条文上どう担保するかの問題で、恐らく、すみません、私どもの整理がはっきりしていなかったのかもしれませんが、論点1のほうの整理で、B案、非限定説の説明で、法人に対し、当該第三国法に関する書面助言と、こういう記載をしてしまったので混乱を生じているのかもしれませんが、これだけで担保するわけではなくて、あるいはこれも条文上はこういう書き方にはならないかもしれませんが。実際に担保されるのは、論点3で、業務執行を行う人に対する書面助言と、そのあたりで恐らく条文上は担保されていくのではないかと考えています。なので、牛島委員の御懸念は、恐らくそこで条文上は対処できるのではないかと私は思っています。

伊藤座長 今、出井幹事が最後におっしゃられたことは、その助言を受領する主体というのは、法人ではなくて、その法人の当該具体的な事務を処理する任務を負っている業務執行社員であると、そういう理解のことを、最後におっしゃったのはその部分ですか。

出井幹事 そういうことです。

間接的に伝わる場合でも、それは構わないと思うのです、書面助言が。

伊藤座長 どうぞ、深山委員。

深山委員 非常に議論が混乱していると思うのです。

まず、現行の外国法事務弁護士個人に与えられている特定外国法の規律は、簡単にいうと、助言を受けてするときは許される、法文上は「助言を受けてする」という表現です。個人の事務所でやっている外国法事務弁護士ですと、例えば、ウクライナの弁護士からアドバイスが来て、事務員が受け取った。この時点で意思表示としては助言は事務所には到達しているわけですが、外国法事務弁護士は、まだ読んでいない。その段階で読みもしないで特定外国法に関する法律事務を行えば、「助言を受けてする」という要件に反する違法な行為です。「受けてする」というのは、判断の基礎として、それを読んだ上でするという意味ですよ。

ですから、個人の事務所が巨大になったのが法人だから、履行補助者はたくさんいるというのはそのとおりですが、法人の場合も全く同じで、法人の行為というのはすべて、業務執行社員が行うわけで、手足として履行補助者を使うこともありますが、いずれにしても、それは法人の行為として評価されます。したがって、法人が行為をするときには法人

が書面助言を受けてする。受けてするというのは、法人として意思決定をする内容のその基礎にして、その意思決定に基づいて法人として法律事務を行う。実際に行うのは業務執行社員だ。こういう関係なので、書面助言が法人に到達しても、それが業務執行社員に伝わっていない場合があるではないか、それはあり得るのです。法人の場合、より危険性が高い。それもそのとおりなのですが、それは事務員のところに来ているものを読まないで個人の外国法事務弁護士が法律事務を行うのと大差のない話であって、違法な行為です。だから、法人の行為としてある業務執行社員が特定外国法に関する法律事務を行うときには、法人の名前で受けた書面助言を了解して、認識して行うという形になるので、その因果関係が崩れているときは、法人の行為として助言を受けてしたことになっていないということで、やはり違法となり、その限りで、出井幹事が言われたとおりなのですが、では書面助言はだれが受けるのかというのは、これは法人の行為をするときに受けるわけですから、法人あてにされた書面助言でなければならないことは、僕は当然だと思うのです。

伊藤座長 よろしいですか。

どうぞ、牛島委員。

牛島委員 法人がアドバイスを受けた場合であっても、法人内でいざ依頼者にアドバイスする特定の自然人、社員である場合もあると思います。場合によっては従業員なのかもしれませんが、当該特定の自然人がその書面を読んで、つまり助言を受けていなければ法人が受けたことにならない。受けてしたことにならないと、こういう御趣旨ですか。

深山委員 そうです。「受けてする」というのが今の条文上の要件ですから、受けてするというのはそういう意味ではないですか。

伊藤座長 どうぞ、越委員。

越委員 私は、牛島委員によって提出された論点は、ある程度丁寧に議論する価値があると思って聞いてまいりました。それには、二つ大きな理由があります。

一つは、論点1における限定説を採るか非限定説を採るかということによって、その後の展開も全く違ってくるとのことだと思のですが、より現実的妥当性がありそうに私には見える非限定説を、きちんと制度設計として形作り、完成させるためには、弊害防止のための担保措置がしっかりしているということが一番大事な要件になることです。その担保措置として書面助言等というのが中心的な問題になるわけですから、そのところを丁寧に議論するのは、私は当然ではないかと思ってお聞きいたしておりました。

それから、もう一つの理由は、先ほど牛島委員のほうから、弁護士法人の場合にも、従業員とおっしゃいましたか、従業員、要するに弁護士ではない、有資格者でない方ということですね、そういう単語を交えながら委員のほうから御説明をいただいた問題というのは、言わば弁護士法人におけるパラリーガルに関連した非弁規制のことだと思います。その問題であれば、司法試験を通過しているかどうかということ、外形的にも非常に「弁護士か非弁か」がよく分かると思うのです。それに対して、外弁法人の場合を考えますと、第三国法といいますか、先ほどから出ている話しでいうとどれになるのか、資料の15-2でいえば、C国法のCになるものが出てきたときの問題なのです。特定法であるから、書面助言があればよろしいということにもかかわらず、書面助言を得ていないとするならば、言わばその場合の外弁さんというのは「非弁」なのです。パラリーガルと同じなのです。しかし、この場合は、「本物の外弁」であるか、「パラリーガルと同じレベルと

して判断すべき方なのか」というのは、外形的には僕は見えにくいと思うのです。弁護士法人に比べて外弁法人のほうが。ですから、そこところは、牛島委員がいろいろ細かく御指摘いただきくださったことを含めまして、少し丁寧に議論しても僕は良いと思うし、そのために、例えば法人レベル、つまり外弁法人に「ほかからのリーガルオピニオンが送達された」のみならず、「それがきちんと業務執行社員に伝達されていて・・・」、とかいうような手続的なところまで踏み込んだ条文の書き方をしても良いのではないかと、それによって何かよほど書き振りがおかしくなってしまうとかいう逆の弊害さえなければ、私は牛島委員の出された論点を少し条文の書き振りというところにも丁寧さを付加するというで生かしていくというほうが良いのではないかと思います。

以上です。

伊藤座長 ありがとうございます。

どうぞ、松木委員。

松木委員 今の越委員の御意見を伺ったのですけれども、かなりその部分についての議論といのはいろいろ出てきて、そこから派生してまだほかにいっぱい考えなければいけないところがあって、例えば、今の業務執行のところをどうするのだとか、責任の話だとか、そういったようなところをもうちょっと議論して、それでまた戻ってくるとかをしないと、同じようなところをぐるぐる回って来てしまっているかなという感じもしておりますが、いかがでしょうか。

伊藤座長 ありがとうございます。

今、松木委員からそういう趣旨の御発言がございまして、意見が必ずしも一致したとは認識しておりませんが、少なくとも非限定説を前提にした場合に考えなければいけない問題の所在という点では認識の一致があるように思います。その先のことはもう少し先で考えることにして、とりあえず仮にそういう非限定説ないし非限定説的な考え方を前提にしてということで、次の例えば論点3とか論点4のところについても少し御議論いただきたいのですが、渡邊さん、論点3の特に非限定説を採用した場合にA案、B案とありますよね。先ほど御説明頂いたところ、もう一度どういう考え方の違いかを御説明いただけますか。

渡邊幹事 それでは、論点1において非限定説に立った場合、論点3の業務執行権限の付与についてどう在るべきかという問題点についても一度御説明したいと思います。

これは、詳細は資料15-1をお読みいただきたいのですが、いったん御説明しましたので、資料15-3に沿って要点を御説明したいと思います。

まず、A案ですが、A案の考え方は二つに分かれています。まず一つ目の点は、論点1において法人業務としてD国法案件も取り扱えることが前提となっています。したがって、D国法案件については、社員1にとっても社員2にとってもそれぞれ第三国法に該当してしまうわけです。この場合に、どちらの社員にも業務執行権限を付与するのは相当でないとしてしまいますと、この案件を執行する社員がいなくなってしまうわけです。したがって、どちらかには業務執行権限を付与しなくてははいけない。では、それを選別する合理的な基準があるのかということ、それもなさそうだ。そこで、この場合は、どちらの社員にも業務執行権限を付与するのがいいだろうという考え方です。

もう一つの点は、例えばA国法案件を見ますと、社員1は自分の原資格国法になってい

るわけですから、この方は個人である場合には自由に扱えた。社員2は第三国法に該当してしまうので、個人である場合には書面助言を受けてする必要があった。このような場合に、わざわざ社員2にまで業務執行権限を付与する必要がないのではないか、より適正に法人業務を遂行していただくという観点からは、社員1に業務執行権限を付与すればそれで必要十分だろうという考え方です。

逆に、B案の考え方ですが、これはA国法案件からD国法案件までのすべての案件について、社員1、社員2のどちらにも業務執行権限を付与するという考え方です。この考え方の理由は、D国法案件については、先ほどのA案と変わりではなくて、どちらかに業務執行権限を付与する合理的基準を見出せないものですからどちらにも与えてしまう。ただ、この場合は、先ほど来の議論の続きになりますけれども、第三国法に関する法律事務に相当する業務になってしまいますので、法人業務の適正性を担保するという意味では、第三国法に関する知識・能力が制度的に担保された一定の方からの書面助言を要するだろう。そういう理由でもって、この方々に業務執行権限を付与すれば良いのではないかという考え方に立っているわけです。

この考え方を踏まえますと、例えばA国法案件について、社員2に対し業務執行権限を付与しなくて良いのかといいますと、社員2の立場からみると、A国法案件については、社員1がいるので、業務執行権限が付与されない。逆に、D国法案件については、社員1も自由に扱えないので、先ほど申し上げた担保措置を講じた上で業務執行権限が付与される。社員2の立場からすれば、A国法もD国法も第三国法であることには全く変わりがないのに、たまたまこういった社員1がいるかないかということによって業務執行権限が付与されたり付与されなかったりするというのは理論的に一貫しないのではないかと、というのがこのB案の理由の最も大きなところでございます。

以上です。

伊藤座長 どうもありがとうございました。ということで、A、B、二つの考え方があり得るということですが、この点に関しては何か御質問、御意見ございますか。

どうぞ、中西さん。

中西委員 質問ですが、単なる。これは、どちらにも関係するのだと思うのですが、強行的な規律なのでしょうか。それとも法人の中で別段の定めとかも考えていらっしゃるのでしょうか。

渡邊幹事 今の議論を前提としてどちらかの説に立った場合に、複数選択できる場合は、当然その次の段階として任意に定めていただいて構わない。そういうような考え方をしております。

中西委員 もう一つ質問がありますが、確か最初のほうに出てきたと思うのですが、弁護士法人の指定制度というのですか、それに当たるような、クライアントがA、社員2を特定する、指定するみたいな、そういうのは考えていらっしゃるのでしょうか。

渡邊幹事 それも、特段の弊害がないのであれば導入して良いのではないかと考えています。

伊藤座長 どうぞ。

出井幹事 すみません、幹事間で十分確認できていなかったのですが、任意の定めができるということですが、例えば、A案をとった場合に、法人間の任意の定めで、社員2についてA国法案件についても業務執行権を与えるという、そういう任意の定めができるのでしよ

うか。

渡邊幹事 私の説明が不十分でした。A案を採った場合で言いますと、A国法案件については、社員1にしか業務執行権限は付与されません。他方、D国法案件については、どちらにも業務執行権限は法律上付与されるのですが、任意の定めはこの場合は許されると。

出井幹事 限定することはできるという。

渡邊幹事 そういうことです。

伊藤座長 どうぞ。

牛島委員 今の議論は、法人の業務範囲の議論なのですか。それとも社員1又は2の代表権、業務執行権の議論なのでしょうか。私は、後者の話のようにだんだん聞こえてきたので、先ほどの話とはまた全然別の話になりますね、これは。要するに、業務執行権を、問題はA国法案件について社員2に持たせてよいかどうかと、こういう問題だという理解でいいですよ。

仮にD国法案件について法人の業務に入るという前提をとれば、だれかが業務執行権を持たなければ駄目でしょうから、1、2しかいない場合は、1と2区別する理由がないからどちらも持てると。そうすると、2の人は、Dで持てるのだから、これ繰り返しですね、渡邊さんの言われたこと、Aも持って良いではないかと、こういうことになりそうだと、こういうことをおっしゃっているのですね。なるほど。

伊藤座長 どうぞ、高中委員。

高中委員 先ほど来お話を伺っていると、限定説、非限定説という名称からいくと、多分、制度設計としては非限定説でしょう。それで、牛島委員が感じたその助言の在り方、つまり、実際の実効性のある担保の在り方をどう考えるかというので盛んに議論をしていたわけですが、それは、また後でやるとして、非限定説で制度設計をしていくべきなのかと考えております。

伊藤座長 高中委員の御発言は、基本というか原型はB案的な考え方で、あとは先ほどの任意の定めであるとか、そういったことによって限定することはあり得るにしてもという、そういう御趣旨ですね。

高中委員 それは法人の自治としてやればよいと思います。法人自体の制度設計としては、ということで申し上げました。

伊藤座長 分かりました。

どうぞ、牛島委員。

牛島委員 私、高中委員に非限定説の皆の中に入っているけれども、私は、その結論はどちらとは申ししていません。まだ私なりに出すことができないつもりでおります。これは留保です。

それから、同じことを申ししているのかもしれませんが、法人の業務範囲の問題と、社員の業務執行権とは別だと思しますので、そこにはロジカルなものはないような気がするんです。したがって、Dについて限定説、非限定説をとると、これは大きな違いがある。この法人の範囲の問題ですよ。しかし、どちらにせよ、A国について社員2に業務執行権を与えるという必然性が出てくるとは必ずしも思えないのですが。

出井幹事 何法について。

牛島委員 ごめんなさい、A国法です。すみません。失礼しました。舌足らずで申しわけあり

ません。

伊藤座長 それは、非限定説を採ったからといって、ということですよ。

牛島委員 はい。限定説、非限定説は法人の業務の範囲の問題ですよ。

伊藤座長 それはおっしゃるとおり、そういう意味でこのA、B、2案があるのだと思いますから。

出井幹事 その場合、D国法については、社員は業務執行権を持つのでしょうか。

牛島委員 D国法について非限定説を持つとすれば、これは渡邊幹事が言われたとおり、どなたかが業務執行権を持たなければなりませんから、この右の図で社員1と社員2を区別する理由はないですよ。それはおっしゃるとおりだと思います。

すみません、分かって申し上げているわけで、大変申し訳ないのですが、私は網羅的に考えているわけではないので、申しわけありません。ただ、D国法について非限定説を仮に採るとして、業務執行権を与えるとしても、先ほど越委員のお言葉がございましたけれども、何らかの必ずしもすっきりしたものではない、単純なものではないかもしれない。これは分かりません、分からないで申しています。しかし、そのことについてある程度分かってこない、いささか鶏と卵かもしれない、A国法案件について社員1と社員2を同じように扱うべきだということには必ずしもならないような気がします。

はっきりしていることは、どう考えてもこの法人を前提とし、もちろんこれは中身も、構成員も流動しますから簡単ではないと思いますけれども、この右側の法人だけを見た場合、これだけを見ると、社員2の方にA国法案件について業務執行権を与える理由は何もないですよ、社員1がいらっしゃるのですから。私にはそう見えます。社員1がいらっしゃらなくなったらといったら、D国法案件の話ですよ。

伊藤座長 なるほど。

どうぞ。

越委員 他の条件にして等しければそういうことだと思います。今、牛島委員も「この図だけを見れば」という留保条件でおっしゃったと思います。この図にあらわれていない現実、簡単にいえば、「A国法の案件けれども、社員2の先生のほうが信頼できそうだな」とか、「それをクライアントのほうがもうはっきりした背景があって望んでいる」とかいうことは現実にはあると思います。

あと、やはりアメリカだと良い弁護士はすごく不足しているのです。弁護士全体の数はすごく過剰。過剰と言って良いのか分かりませんが、非常にたくさんいて、普通のコーポレートの中にもたくさんいるくらいなのですが、にもかかわらず良い弁護士は常に不足しているのです。取り合いになります。ですから、そんなようなこともあったりすれば、Aについて社員2先生を希望するというクライアントの状況というのは大いにあり得ると思います。

伊藤座長 なるほど。時間がかなり制限されておりますので、全部についての議論は難しいですが、もちろん今回で打ち切ってしまうわけではございませんから、今後の議論になるのですが、ただ、今日最初に渡邊幹事からの説明がございました点の中で、例えば複数事務所の場合の支店への常駐の義務付けだとか、それからその除外だとかということに関して、とりあえず今日の段階で何か御意見等があれば承っておければと思いますが、いかがでしょうか。

どうぞ。

佐瀬委員 支店問題については、やはり支店は支店で、法人の支店の業務範囲という問題は出てくるとは思うのです。先ほどあったと思いますけれども、例えば法人全体の業務範囲の問題はありますけれども、それと平行に考えていいのかという問題は、また支店問題としてはそれでいいのだという考え方もあるし、それではいけないのだという考え方もあるとは思うのです。だから、それも一つの論点になるのかと。これは、普通に考えれば同じだということになるのでしょうかけれども、それは常駐社員の問題と一緒にそこは出てくるのかという気はします。

伊藤座長 そうですね。そのあたりがこの論点5でA案、B案というような形で、具体的に分かれてくるわけですね。

どうぞ、中川委員。

中川委員 やはり、法人業務の範囲が決まらないと、どうもほかの論点がやはり条件付きになってしまうような感じがしますので、牛島委員も今非常に悩んでいらっしゃるということですので、今日もし決まらないのであれば次回もう一度法人業務のところを、本当に限定、非限定どちらをとるのかと、スタート点をちょっと決めないと恐らく前に行かないのかなという気がするのです。

伊藤座長 それは全くおっしゃるとおりですね。

中川委員 もしよろしかったら、時間をかけて、次回にももう一回そこを整理をして議論するというのはいかがでしょうか。

伊藤座長 はい。そこは御指摘のとおりだと思いますが。

どうぞ、越委員。

越委員 先ほど私が申し上げましたことについて、もう一つよくある状況を思い出しましたので付け加えたいと思います。

資料15-3でいえば、右半分の法人の場合というチャートのA国案件に関して、「社員2という先生にお願いしたくなるかどうか」という具体的な問題なのですが、例えば、一つの菓なら菓について、「ほぼ同時期に知的財産権を押さえなければいけない、急がなければいけない」というような、例えばそういうときに、「その案件について非常に過去の経緯から何かもうよく知っていらっしゃる先生にお願いしたい」、あるいはそういうような案件で、菓って名前が付くわけですが、例えばアベックスというように、別に今思い付いただけの私のでっち上げただけの名前ですが、例えばアベックスという名前にこの製品をしようといったときに、世界百何十カ国で「アベックスというものが既に商標登録か何かされているのではないかと」というチェックをしたい」というようなことがあるのです。そういったときに、世界百何十カ国の一部分しか、この社員2先生は原資格国法あるいは指定国法としてお持ちではないけれども、でもやはりその先生に全部やってもらいたいということは大いにある。私も目の前でそんな案件は見てまいりましたので、ちょっと付け加えました。

それから、別のことですけれどもよろしいですか。

先ほど渡邊幹事から御説明をいただいたワンパッケージ、論点の1から6でしたか、それさえ片付けば、言わば7と8は検討して結論を出していくのはたやすいようにも私には見えたのですが、そのたやすいところも含めまして、一般論としてちょっと申し上げてお

きたいことがあります。例えば、「法人にしたからといって、個人レベルのときと比べてできなくなってしまうことが出てくるというのはおかしい」とか、「その逆である」とかという考え方があります。それは、法人の制度をつくるときの制度設計を頭の中で一所懸命考える際のとても参考になるフレームワークだとは思いますが。ただし、例えば、今回のワーキングペーパーの中で使われている言葉でいえば、「適正な業務執行の確保」といったような実質基準があるわけです。個人レベルと法人レベルのコンシステンシーというのは、これは形式基準と仮にいった場合、その形式基準の背後には必ず実質基準があって、それが「外交的配慮」だったり、「公共の利益」だったり、いろいろな言葉で語られると思います。ですから、もちろん第一義的には形式基準でいろいろなものを考えていくということで構わないと思うのですが、例外的に、この点だけはやはり「公共の利益に反することになってしまうではないか」ということであれば、立ち戻って、「形式基準で見た場合の杓子定規な判断からは外れて考えようではないか」という思考回路を今回の検討の全体の中に置くことを私は希望します。

以上です。

伊藤座長 誠にごもったもな御指摘だと思います。

それでは、そういうことで続きということによろしいですね。

やはり、先ほどの御発言にございましたように、根本のところである程度共通の認識が形成できませんと、その先の細部の論点についてもまとまった議論ができないように思いますので、次回までにまた本日のそれぞれの方の御意見を踏まえて、委員の方々にお考えいただいて、次回にもう一度、この論点1ないし論点6について、特に前半の部分、論点1ないし3のあたりだと思いますが、これに関してある程度共通の認識ができるようにということを一応の目標にして議論をさせていただくと、そんなことによろしいでしょうか。

それでは、他に特段今までのことについて御質問、御意見等がございませんようでしたら、次回ですが、今回は12月2日、火曜日、午後3時から、場所が変わりまして、東京高等検察庁17階の会議室で開催させていただきます。

それでは、特段の御発言がもしないようございましたら、これで閉会にさせていただきます。

どうもありがとうございました。

—了—